

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和5年3月17日（金）

（案件名）

- ・ 公営競技を行うことができる市町村の指定について（決裁案件）
（根拠条文については、資料5、6ページ参照）

自治財政局地方債課

青山補佐（内 23394）

1 指定制度の概要

- 地方公営競技は、各公営競技法（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法）に基づき、関連産業の振興等を図るとともに、地方財政に寄与するために実施。
- 公営競技を施行する市町村は、各公営競技法に基づき、総務大臣が、地方財政審議会に付議した上で、関係大臣（農水、経産、国交）と協議して指定することとされている。
※ただし、指定期限の設定（競輪S27、競艇S32）以前に指定を受けた市町村は継続指定不要。また、都道府県、オートレースは指定する仕組みがなく、競馬を行う市町は全て指定期限が付されている。
- 指定に当たっては、指定基準（大臣通知）に基づき、財政上の必要性のほか、競技の施行体制の確保や経営の健全性等の基準を満たす必要がある。
- 指定期限は原則2年で、赤字団体（実質収益又は単年度収益が赤字の団体）等は1年以下の期限とすることとしている。

2 令和4年度末に指定期限を迎える市町村の指定（案）

- 令和4年度末に指定期限を迎えるのは延べ43市町（組合施行の団体があるため、施行者数は9）で、全団体から継続申請あり。
- 指定基準に基づき、審査した結果、延べ39市町（7施行者）を2年指定、赤字団体の4市町（2施行者）を1年指定とすることとしたい。

公営競技の施行団体（市町）の指定について

令和 5 年 3 月 17 日
地 方 債 課

3 指定団体の状況

（単位：百万円）

競技	施行団体 （市町村（数））	R3 売上額	（対前年度 伸び率）	R3 実質収益	R3 単年度収益	指定期限 （案）	（参考） 前回 指定期限
競馬	岩手県競馬組合 （盛岡市、奥州市（2））	57,844	（+7.5%）	▲ 32,669	▲ 32,669	1年	1年
	埼玉県浦和競馬組合 （さいたま市（1））	66,757	（+5.2%）	2,103	930	2年	2年
	神奈川県川崎競馬組合 （川崎市（1））	97,873	（+6.9%）	5,445	3,441	2年	2年
	岐阜県地方競馬組合 （岐南町、笠松町（2））	21,486	（▲ 26.1%）	56	▲ 44	1年	1年
	愛知県競馬組合 （名古屋市、豊明市（2））	63,660	（+8.1%）	0	0	2年	1年
競輪	東京都十一市競輪事業組合 （八王子市、武蔵野市、青梅市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市（11））	25,074	（+55.2%）	319	124	2年	1年
競艇	東京都四市競艇事業組合 （小平市、日野市、東村山市、国分寺市（4））	9,136	（+29.9%）	744	744	2年	2年
	香川県中部広域競艇事業組合 （宇多津町、琴平町、三豊市、まんのう町（4））	15,536	（▲ 0.1%）	219	216	2年	2年
	福岡都市圏広域行政事業組合 （筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町（16））	6,135	（+29.1%）	348	322	2年	2年

○ 事業撤退済みの香川県観音寺市（競輪、昭和25年指定・指定期限なし）において、令和3年度末をもって、施設の解体が完了し、取消申請があったことから取消しを行う。

4 今回 1 年指定となる施行団体の経営状況

施行団体	経営状況等
岩手県競馬組合	○ 構成団体からの単年度融資の返済金に翌年度の歳入を繰上充用しており、実質収益及び単年度収益は赤字となる。 ○ <u>好調なネット販売により売上は増加しており、今後もファン向けのレース映像のライブ配信等により、売上増加に取り組む。</u> ○ 「薄暮競馬」の開催回数増加や他主催者レース終了後に自場レースを設定するなどにより、<u>令和 4 年度の売上額は令和 3 年度の実績を上回る見込み（前年度 + 7.5% 見込み）。</u>
岐阜県地方競馬組合	○ 令和 3 年度は以下の理由により競馬の開催が減となったことから収益は赤字となった。 ・ 不正事案対応に係る開催自粛（8 開催分（4 ～ 8 月）） ・ 騎手の新型コロナに感染に伴う、開催取り止め（1 開催分） ○ <u>好調なネット販売により売上は増加しており、新たにSNSを活用した重勝レースの予想番組配信により、売上増加に取り組んでおり、一日平均売上は過去最高となる見込み（R4年度：436百万円、R3年度405百万円）</u>

公営競技施行団体の指定状況について

令和 5 年 3 月 17 日
地 方 債 課

	施行団体 合計	継続指定が必要な団体					継続指定が 不要な団体 （都道府県又は指定 期限設定以前に指定 を受けた市町村等）
		小計	うち、令和 5 年度指定団体			うち、 令和 4 年度 2 年指定 (R 6 .3.31まで)	
				2 年指定 (R 7 .3.31まで)	1 年指定 (R 6 .3.31まで)		
競 馬	5 0	3 9	8	4	4	3 1	1 1
競 輪	5 4	1 2	1 1	1 1	－	1	4 2
ボート	1 0 3	5 7	2 4	2 4	－	3 3	4 6
オート	5	－	－	－	－	－	5
計	2 1 2	1 0 8	4 3	3 9	4	6 5	1 0 4

※ 都道府県：全ての団体で施行が可能。

※ 市町村： オートレースを除き、施行には総務大臣の指定が必要。

競馬：昭和37年以降、全ての団体に指定期限が付されている。

競輪：昭和27年以降に新規指定された団体には、指定期限が付されている。

ボート：昭和32年以降に新規指定された団体には、指定期限が付されている。

オート：施行できる団体(5大市等)を法律で列挙している。

(根拠条文) 各公営競技法の関連規定

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号) (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

(競馬の施行)

第1条の2 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの(以下「指定市町村」という。)は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村

二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第2項の規定による指定には、条件を付することができる。

5 略

6 略

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号) (抄)

(競輪の施行)

第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、指定市町村が1年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

(根拠条文) 各公営競技法の関連規定

モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号) (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。

(競走の施行)

第2条 都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村(以下「施行者」という。)は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走(以下「競走」という。)を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することができる。

3 総務大臣は、第1項の規定により指定された市町村が1年以上引き続き競走を行わなかつたとき、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、国土交通大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

(参考) 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号) (抄)

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う小型自動車競走に関し規定するものとする。

(小型自動車競走の施行)

第3条 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小型自動車競走場が存在する市町村(以下「小型自動車競走施行者」という。)は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

2 略